

体罰について

2013. 06. 04

愛知教育大学 学長

松田 正久

1 体罰の禁止

- 学校教育法十一条、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

2 体罰とは何か

- 体罰は、基本的人権を無視した人権侵害。
- 体罰は、上下関係の構図で起きる暴力。
- 相手が仕返しできないという力の非対称を背景に、それは行われる。
- 説得と納得による選手や生徒の育成ではなく、支配と服従による調教のような一方的な追い込みが体罰の特徴。
- したがって、体罰は、選手や生徒の自主性の尊重を否定し、外から力を加えて選手・生徒を変えようとするので、本当の選手・生徒の成長を止めてしまう。

3 教育と体罰

- 「児童生徒への愛情の表れとして、殴ることはあってもよい」という考えが意外と見られる。
- しかし、それは、体罰に後からつけた理由であって、体罰そのものは、暴力であることに変わりはない。
- 児童生徒への本当の教育的愛情とは、各人の自主性を大事にしてそれを伸ばすことに傾ける共感力のこと。
- そういう指導者のもとで、のびのびとした練習に取り組む自主性が育ち、本人の潜在的力を発揮していく。
→ 愛教大大学院修了生でロンドンオリンピック出場の中野君の例。
- 体罰は、指導の放棄。
- 指導者みずから「学び続ける指導者」であろうと努力するならば、そこから発する説得・説明によって、選手や生徒は多くの刺激を受けていく。これが信頼関係に基づく指導の原点。
- 体罰は、みずから「学び続ける」という教育の原点を踏み外した、指導の放棄。

- 4 最近の問題は「指導死」であり、体罰もこの一環としてとらえ直すこと
- 今、教育現場に起きている暴力と指導死の問題がクローズアップされている。
 - 指導死とは、長時間密室での聴取、部活動での体罰などを受けた生徒が、その後に自殺した事件に共通する事柄で、「指導」という名の暴力によって追い込まれ、引き起こされた生徒の死だ、という意味で使われている。
- 参照：大貫隆志編著『指導死』高文研、2013年。
- 4 愛知教育大学では（愛知教育大学憲章より）
- 教員養成課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成を目指し、学芸諸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成を目指す。
 - 人類の平和で豊かな未来の実現、自然と調和した持続可能な未来社会の実現に寄与する。
 - 社会に対する説明責任を果たし、学外からの声に恒常的に応え、社会に開かれた大学を実現する
 - 全ての構成員が相互に基本的人権と両性の平等を尊重し、教育研究活動における、あらゆる差別や抑圧などの人権侵害のない大学を実現する。
 - 2013年3月19日付けで、「体罰行為」のため本学職員の懲戒処分を行った(HPで公表)